

この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

## 第1 防火管理者等の業務について

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 1 消防署への報告及び連絡
- 2 居住者への火災予防対策及び火災発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け
- 3 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告
- 4 共用部分における消防用設備等 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ ・特殊消防用設備等の点検及び維持管理
- 5 居住者に対する消防訓練参加の呼び掛け
- 6 消防署から配布された広報紙の回覧及び管理
- 7 防火管理者は、消防法施行令第32条の規定に基づき消防用設備等に特例が適用されている場合は、当該特例要件の適合状況について随時確認する。

## 第2 居住者が行う防火管理対策について

居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

- 1 住戸内における火気管理
- 2 住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理
- 3 バルコニーにおける避難障害となる物件の除去
- 4 階段・通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の除去
- 5 消防用設備等 ( \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ ) ・特殊消防用設備等の周囲における使用障害となる物品の除去
- 6 地震に備えて、家具等の転倒防止や非常用物品の準備・保管
- 7 避難経路の維持管理 (ベランダやバルコニー等に避難の支障となる物品を置かない。)

### 第3 火災が発生した場合の行動について

- 1 火災が発生させた者又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。
- 2 119番通報は、火災が発生させた者又は同一階の居住者が協力して行う。
- 3 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。
- 4 玄関から避難できない場合にあつては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。
- 5 避難する際は、エレベーターを使用しない。

### 第4 地震時の行動について

- 1 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- 2 地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う。
- 3 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
- 4 火災や救助を必要とする者がいる場合は、居住者で協力し合い、初期消火や救護を行う
- 5 地震後は、火気使用設備・器具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後、使用を再開する。

### 第5 訓練について

- 1 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等・特殊消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行う。
- 2 居住者は町会、自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。
- 3 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。
- 4 防火管理者は、各居住者に対して、避難経路や火災発生時の対応行動などを居住者確認する。

### 第6 共用部分における消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び報告について

消防用設備等・特殊消防用設備等の結果は、3年に1回消防署に報告する。

第7 放火防止対策

- 1 建物内外の整理整頓を行う。
- 2 共用部分等には、可燃物を置かない。

第8 防火管理業務の一部委託について [ 該当 ・ 非該当 ]

|             |                                    |   |
|-------------|------------------------------------|---|
| 受託者の氏名・住所等  | 職・氏名（名称）<br>住所等（所在地）               | <hr/> <hr/>   |
| 防火管理者の状況    | 防火管理者氏名、住所等<br>教育担当者講習修了者職・氏名、教育計画 | <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>   |
| 防火管理業務の委託状況 | 委託範囲<br>委託業務実施方法                   | <hr/> <input type="checkbox"/> 常駐・ <input type="checkbox"/> 巡回・ <input type="checkbox"/> 遠隔監視 <hr/> <hr/> <hr/> |

第9 避難経路図